

ID: 45

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	駐車場の使用料の徴収																	
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例 第7条第2項																	
例 規 番 号	昭和26年条例第2号																	
【根拠条文】 (駐車場の設置及び使用料) 第7条 図書館に駐車場を設置する。 2 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。																		
<table><tr><td></td><td colspan="2">使用料区分</td></tr><tr><td></td><td>午前8時から午後8時まで</td><td>午後8時から翌日の午前8時まで</td></tr><tr><td>図書館の 開館日</td><td>30分までごとに100円</td><td>60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td></tr><tr><td>図書館の 休館日</td><td>30分までごとに100円</td><td>60分までごとに100円</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td></tr></table>					使用料区分			午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで	図書館の 開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	図書館の 休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円		午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
	使用料区分																	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで																
図書館の 開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。																
図書館の 休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円																
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。																	
3 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、駐車場の使用料を免除することができる。																		
【基準】 根拠条文及び芦屋市立図書館設置条例施行規則第37条の規定による。 (駐車場使用料の上限額等) 第37条 条例第7条第2項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は500円、1,500円の範囲内で規則で定める額は700円とする。 2 駐車場を午前8時又は午後8時の前後を引き続いて使用する場合は当該引き続いて使用する時間の駐車場の使用料の額は、次のとおりとする。 (1) 午前8時の前後を引き続いて使用する場合 午前8時前の時間から引き続いて使用する60分までの時間は100円とし、当該60分を経過した後は条例第7条第2項の表のとおりとする。ただし、午前8時までの駐車場の使用料の額が同表で定める上限の額に達している場合は午前8時から同表のとおりとする。 (2) 午後8時の前後を引き続いて使用する場合 午後8時前の時間から引き続いて使用する30分までの時間は100円とし、当該30分を経過した後は条例第7条第2項の表のとおりとする。																		
備考																		
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日															

ID: 466

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	集会室の利用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第33条		
例 規 番 号	令和6年規則第56号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第33条 館長は、集会室の利用について、次のいずれかに該当すると認めるときは、その利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。 (1) 利用目的が承認の時と異なったとき。 (2) 災害その他の事故により集会室の利用ができなくなったとき。 (3) 図書館運営上特に制限の必要が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 467

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	入館の制限		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第4条		
例 規 番 号	令和6年規則第56号		
【根拠条文】 (入館の制限) 第4条 館長は、他人に迷惑を掛け、秩序を乱す行為のある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 468

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	貸出し等の一時禁止		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第20条(第24条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	令和6年規則第56号		
【根拠条文】 (貸出し等の一時禁止) 第20条 館長は、次のいずれかに該当するときは、その者に対する貸出し又は資料の予約を一時禁止することができる。 (1) 返却期限内に返却せず、返却の督促に応じない者 (2) 館長が一時禁止を適当と認める事情のある者 (個人貸出規定の準用) 第24条 第11条第2項、第12条第2項及び第15条から第20条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日